

「指定通所介護事業所」重要事項説明書 (デイサービス)

事業者 社会福祉法人 桜花会
施設名 ライフケア大手門 通所介護事業所 (デイサービス)

**当施設は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第4071000477号)**

当事業所はご契約者（利用者）に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当事業所への利用は、原則として要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された方が対象となります。(介護認定前の方も利用は可能です)

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 桜花会
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市中央区大手門2丁目5番15号
- (3) 電話番号 (092) 726-6333
- (4) 代表者氏名 理事長 江頭 聡子
- (5) 設立年月 平成10年10月22日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業所 (デイサービス)
平成12年3月10日指定
福岡県4071000477号
- (2) 施設の目的
利用者の心身機能の維持並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、
要介護者及び要支援者に対し、適切な通所生活介護を提供することを目的とします。
- (3) 施設の名称 ライフケア大手門 通所介護事業所
- (4) 事業所の所在地 福岡県福岡市中央区大手門2丁目5番15号
- (5) 電話番号 (092) 726-6333
- (6) 施設長(代表者)氏名 江頭 聡子

(7) 運営理念

- 1) 個人の尊厳を重んじ優しい笑顔と暖かい手をもって全人間的運営を行う。
- 2) 医療と連携して安心した生活を提供する。
- 3) 質の良い福祉サービスの維持及び向上を図るために継続的な改善活動を実施する。
- 4) 地域・世代間の交流拠点となり、地域高齢者がいつまでも気軽に利用できる開かれた施設創りに努める。

(8) 開設年月 平成12年3月10日

(9) 入所定員 一般型 35人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福岡市中央区（他区は要相談）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（祝日も営業）
受付時間	9時00分～17時30分
サービス提供時間	9時00分～17時00分
その他の休業日	年末年始3日間程度

4. 職員の配置状況及び勤務体制

当事業所では、ご契約者（利用者）に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています〉

職 種	職員数
1. 施設長（管理者）	1名
2. 生活相談員（介護支援専門員）	2名
3. 介護職員	6名以上
4. 看護職員	1名以上

〈主な職員勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
職員	（8：30～17：30）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して通所介護事業所内で日常生活の介助及びレクリエーションやクラブ活動を通じて、安心と尊厳のある生活を営むことができるように支援します。事業者は本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持、向上に努力するとともに、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳を持って接するように努めます。また、利用者及び代理人は事業者や他の利用者との間に相互関係と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

当事業所が提供するサービスについては、利用料金が介護保険から給付される場合の一部負担となる料金と料金の全額をご契約者に負担していただく場合があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 昼食：12:30～

② 入浴

- ・入浴は、ご希望により実施いたします。
- ・利用者のご希望に合わせた入浴体制で行います。身体の状態に応じて一般の浴槽・機械浴・シャワー浴又は清拭等により、身体の清潔保持に努めます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

- ・看護職員を中心に、健康管理を行います。

⑤ その他自立支援

- ・清潔で快適な生活を送っていただくために、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金>

利用料金は別紙に記載します。「ご契約者（利用者）の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事費用にかかわる自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）」

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者（利用者）の負担額も変更となります。

一般型と認知症型の料金設定となっています。

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用

当事業所では、利用者に健康にも配慮した献立での食事提供に心掛けています。

食事1回当たりの料金： 500円（おやつ代含む）

② 理髪・美容

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用の場合の料金： 実費 約1,500円

③ 日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代など）

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

上記の利用料金等の費用請求は、1か月ごとに計算し、翌月の10日頃に請求書を送付致します。25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<利用料金のお支払い方法>

- | |
|-----------------------------|
| 1) 通所介護事業所窓口(事務所)にて現金でのお支払い |
| 2) 口座振替(Q ネット加盟金融機関の口座) |
| 3) 下記指定口座へのお振り込み |
| 西日本シティ銀行 天神支店 普通預金 3094242 |
| 口座名義人 社会福祉法人桜花会 デイサービス口 |
| 理事長 江頭 聡子 |

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します

(2) 利用の中止、変更、追加などのサービス

利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります（当日の利用料金「自己負担額」

2) 行政機関その他苦情受付機関

中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市中央区大名2丁目5-31 電話番号 (092) 718-1102 FAX (092) 771-4955
福岡市役所 保険福祉局 高齢者施策推進課	所在地 福岡市中央区天神1丁目8-1 電話番号 (092) 711-4257 FAX (092) 733-5587
福岡県社会福祉協議会 高齢者総合相談事業	所在地 春日市原町3丁目1番7号 電話番号 (092) 584-3344 FAX (092) 584-3354
福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会	所在地 春日市原町3丁目1番7号 電話番号 (092) 915-3511 FAX (092) 584-3354
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 (092) 642-7813 FAX (092) 642-7857

8. 事故発生時または緊急時における対応

- (1) 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、通所介護サービスの実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講じます。
- (3) 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策について

事業所は、非常災害対策に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めております。

また、非常災害に備えるための避難、救助訓練を年2回、実施いたします。

10. 身体拘束廃止について

事業所は、緊急やむを得ない場合以外の拘束は行わない。緊急かつ一時的に拘束が行われる場合は「身体拘束廃止指針」の取り決めに準じて対応する。

11. 秘密保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は利用終了後も同様です。事業者は利用者から予め個人情報の利用目的及び範囲などを明らかにし文書で同意を得るものとする。

12. 情報の開示

利用者及び家族がサービスにおける提供記録等の開示を求める場合、事業所は速やかに開示することに応じます。

13. サービス契約の解除

利用者及び家族等の禁止行為があった場合には、こちらからサービス契約を解除する事があります。

- ① 職員に対する身体的暴力 例) コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力 例) 怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント 例) 必要もなく手や腕を触る／性的な話をする

14. 次世代人材育成

医療・福祉の次世代育成目的として、介護福祉養成校、その他医療・福祉関係の学生を実習生として受け入れております。医療と福祉サービスの知識と技術を習得するための指導を行い、将来の医療。福祉業界を担う人材の育成を行っています。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス利用同意書

指定通所介護事業所のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 桜花会
ライフケア大手門 通所介護事業所（デイサービス）

施設長 江頭 聡子
主任 小野 剛晴

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護事業所のサービスの提供開始に同意しました。

利用者

氏名..... 印.....

住所.....

代理人

氏名..... 印.....

住所.....

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

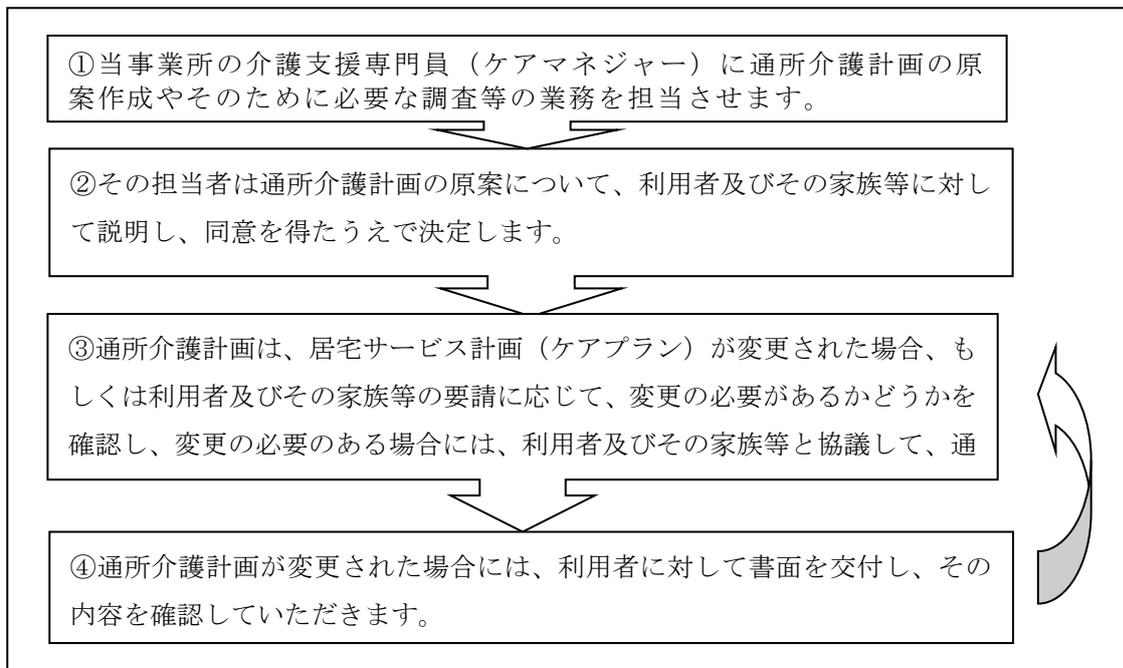
- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階
- (2) 建物の延べ床面積 6,471.54㎡
(内一般型 専有面積 597.95㎡)
(内認知症型 専有面積 109.80㎡)

2. 配置職員の職種

- 管理者** … 当施設に関する業務上の運営管理を一元的に統括します。
- 生活相談員** … 利用者の日常生活上の相談をお受けし、適切な生活支援を行います。
- 介護職員** … 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行います。
- 看護職員** … 利用者の健康管理や療養上のお世話のほか、日常生活上の介護、介助等もを行います。

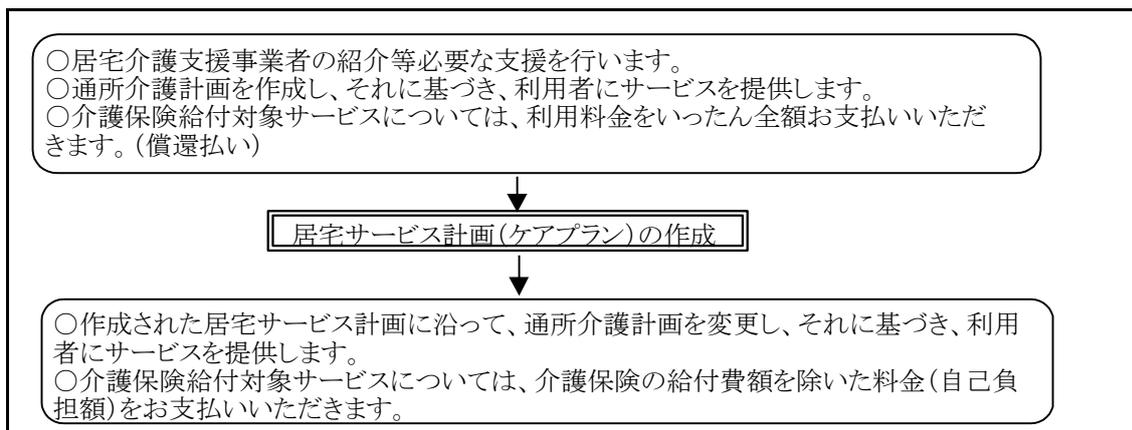
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。
- (2) 契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

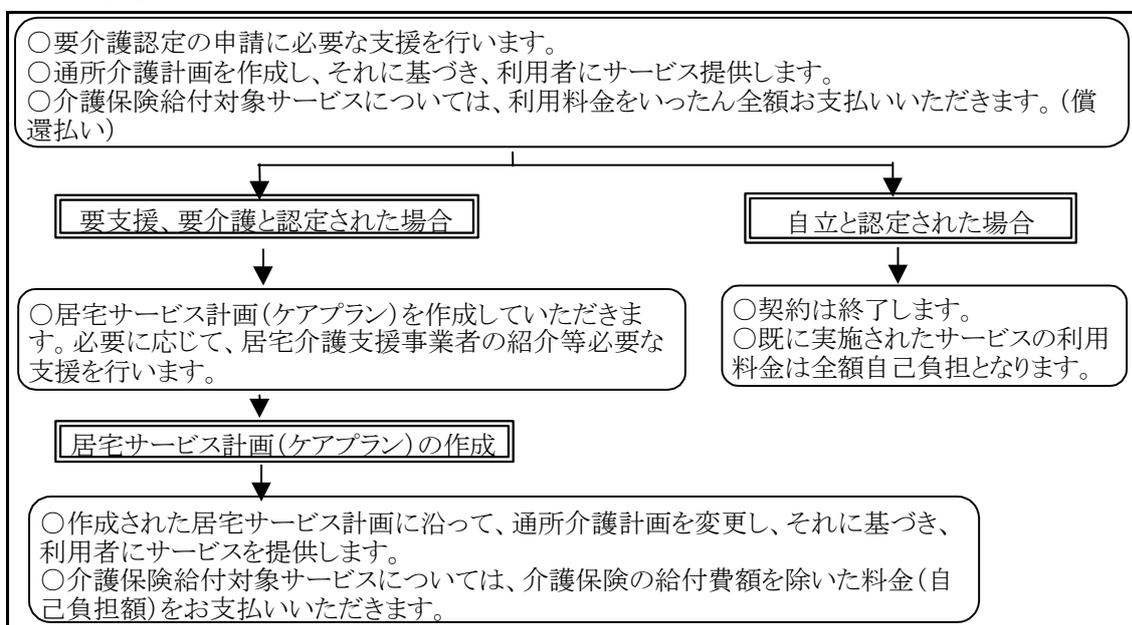


- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
 - ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の閲覧請求に応じ、複写物を交付します。
 - ④利用者へのサービス提供時において、利用者に健康上急変が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用

者の心身等の情報を提供します。

また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。